

能生内水面漁業協同組合内共第 18 号第五種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、能生内水面漁業協同組合（以下「組合」という。）が有する内共第 18 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、うぐい、やまめ、いわな及びかじかをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭でしなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、第 10 条に規定する場合又は当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第 3 条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、右欄に掲げる規模の範囲でなければならない。

漁具、漁法	規模
竿釣	制限なし

(遊漁期間)

第 4 条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	公示する日から 10 月 31 日まで(10 月 1 日から 10 月 7 日までを除く。) ただし、能生大橋下流端から下流 30 メートルの線から上流能生谷橋までの間は、9 月 21 日から 10 月 7 日までを禁漁とする。
うぐい	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
いわな	3 月 1 日から 9 月 30 日まで
やまめ	3 月 1 日から 9 月 30 日まで
かじか	3 月 1 日から 9 月 30 日まで

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する遊漁承認証の販売所に掲示して公表するものとする。

(全長制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あゆ、うぐい、いわな、やまめ	15センチメートル
かじか	5センチメートル

(遊漁料の額および納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとし、消費税分を加算した額とする。ただし、遊漁者が小学生以下は無料、中学校・高等学校生徒又は身体不自由者のときは同表に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚 種	漁 具・漁 法	遊 漁 料 (税抜)
あゆ、うぐい、いわな、 やまめ、かじか	竿釣	1日 2,000円
		1年 7,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 能生内水面漁業協同組合（糸魚川市大字能生 801 番地）
- (2) 能生内水面漁業協同組合が指定した遊漁承認証販売所
- (3) 能生内水面漁業協同組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、オンラインシステム又は漁場監

視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証を携帯できないときは遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場区域における川底を撈はんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第11条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

2 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第11号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第13号
三面川	内共第3号	鶺鴒川	内共第14号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第15号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第17号
加治川	内共第6号	能生川	内共第18号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第19号
阿賀野川	内共第8号	海川	内共第20号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号	姫川	内共第21号
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第10号	羽茂川	内共第22号

表イ

水産動植物	漁具・漁法	遊漁料1ケ年	適用範囲
いわな、やまめ、うなぎ、かじか、にじます、こい、ふな、うぐい	竿釣	13,200円(税込)	県下一円
こい、ふな	竿釣	6,050円(税込)	県下一円

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組 合 名	住 所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15番1号
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市下赤谷245番地1
加治川漁業協同組合	新発田市住田510 新発田市役所加治川支所内
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区新鼻甲265
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市中央区西堀通4番町259-58
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町豊川甲236番地 阿賀町役場上川支所内
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区清五郎417番地
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967番地
加茂川漁業協同組合	加茂市長谷121番地

五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡 651 番地
刈谷田川漁業協同組合	長岡市栃堀 6044 番地
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨 1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝 1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市石曾根 798 番地 2
関川水系漁業協同組合	妙高市美守 2 丁目 1-38 1 F
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 667 番地
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 801 番地
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢中脇 2426
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷 659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店等、オンラインシステム等	

4 前項の遊漁承認証に記載する事項は以下のとおりとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

(雑 則)

第 12 条 この規則で定めるもののほか、この規則の実施に関し、必要な事項は理事会で定める。

附 則

この規則は令和 8 年 2 月 1 日から施行する。

(行政庁の認可日：令和 8 年 2 月 1 日)